

当に文科省で上乗せできるんですか。

安住さん、どうですか。ちゃんと約束してくれませんか。

○安住国務大臣 第三次補正の党間協議がこれから始まると思いますので、そこでぜひ政調会長同士のお話の中で御要望いただければと思いますし、七千億の特別枠というのも来年度設けておられますが、そこは総理の御判断もいただきますけれども、比較的やはり重要度の高い事業ではないかなと思っておりますので、耐震率を上げていくことは十分可能であるというふうに思っております。

○富田委員 三党協議で当然やっていただきたいと思うんですけども、二十四年度予算、当初予算に入れてもなかなか難しいんじゃないかな。だったら、きちんとこの三次補正の中で、千二百億じゃなくて、ちゃんと二十四年度の当初予算で地方自治体の希望が全部埋まるようにやるべきじゃないですかね。

民主党の文部科学の部門会議に「平成二十四年度概算要求における考え方」というペーパーが出されたようです。ちよつとコピーをいただきました。その中に、耐震化等の推進項目について、「要求の考え方」という欄に「耐震化事業については第三次補正予算と一体的に推進し、地方の要望事業全てに対応できるよう大幅に拡充」と書いてあるんですね。

党の方針として、また概算要求の考え方として決めているんだから、二十四年度当初予算が出てくるまで本当に大丈夫だというふうに総理と財務大臣が約束してくれるならいいですけども、そうじゃなかったらこの第三次補正でしっかりやるべきじゃないですか。どうですか。

○中川国務大臣 これは、いわゆる建築にかかると、あるいは改修にかかる時間というのがあります、そういう意味では、補正でやれる金額というのが、今の金額、一千二十億ということになってきています。ですから、残りは次の、いわゆる来年度の予算ということになるんですけども、

ここは財務省としっかり議論をしていかなきゃいけないところでありまして、私たちは、この予算については復興予算枠の中で、別枠で考えていくべきだというふうに思っております。そのところをしっかりとすり合わせていかなければならないというふうに思っています。

○富田委員 もう少し明確に、安住さん、せっかく財務大臣になられたんだから、本当に予算をつけるぞというぐらい言ってほしかったんですけども、もう時間があと三分しかありませんので、質問をあと三項目用意していましたが、全部できません。

最後に、防災教育の点だけ、ちよつと総理の考えをお聞きしておきたいんです。

総理、ちよつと通告しておきましたけれども、これは、釜石の小中学校の皆さんが避難して、鶴住居小学校と釜石東中学校という学校が、子供たちが自主的に避難して五百六十二人の命が全部助かったという経路が全部書いてあります。

実は、五月十八日に予算委員会でも現地に行きまして、中川大臣も同じグループで一緒でしたけれども、現地で説明を聞いて、中学生が、サッカーのグラウンドでサッカー部の子が運動をしていて、大きな地震があった。その子が真っ先に駆け出した、津波が来ると。隣の小学校はみんな三階まで避難していたけれど、中学生のお兄ちゃんも駆け出したから津波だということで、全員がその後を追って、避難場所と決められていた五百メートル先まで行ったら、その裏のけがが崩れていたので、中学生の判断でもっと上へ行かなきゃだめだ。もう五百メートル先を目指して、最終的に石材店に来た。石材店の上に三陸縦貫道がちょうど五日前に通って、釜石山田線、その上に子供たちが行って風船を上げていた。そこから大槌湾を見ていたので、ここが一番高いというのがわかった。みんな助かった。

これはもともと、釜石市が群馬大学の片田先生と組んで防災教育をずっとやってきた。自分の身

は自分で守るんだ、てんでんこということでやってきた。そういう中で成果が出たんですけども、実は、財務大臣の御地元、石巻の大川小学校では、これと全く逆の結果になって、本当に大勢のお子さんが亡くなりました。私も行ってきまされたけれども、その小学校は避難場所の特定をしていなかった。お母さんたちへの聞き取りでは、避難訓練もしていないんじゃないかという聞き取り調査がありました。この差が今回、命の差になってしまった。

こういったことをきちんと、この震災を契機に、政府を挙げて子供たちの命を必ず守るんだというところで防災教育に取り組むべきだと思っております。最後に、総理の防災教育に取り組む決意をお伺いしたいと思います。

○野田内閣総理大臣 釜石の奇跡、いろいろなエピソードがあるようなんですが、私がお聞きしたのは、中学生がお年寄りたちを高台に連れていった、どんどんどんどんと。実際に大人の足で歩いてみたら相当苦しい道のりだったそうなんです。お年寄りたちを導いて、みんな助かったというお話をお聞きしました。

というように、子供のころからしっかり防災教育をやっていると、自分の身を守るだけではない、周りの人のことも助けることができるということだと思えますので、防災教育のまさに大切な、これは重要だというふうに思っております。

○富田委員 終わります。ありがとうございます。

○中井委員長 これにて石井君、富田君の質疑は終了いたしました。

次に、志位和夫君。

○志位委員 私は、日本共産党を代表して、野田総理に質問いたします。まず、原発事故によって大量、広範囲に広がった放射能汚染からどうやって国民、特に子供たちの健康と命を守るかについて、総理の基本認識を伺いたいと思います。

原発事故からもう半年を超えましたが、いまだに収束の見通しが立たず、十万人の方々も避難生活を強いられ、福島では、この秋晴れのもとでも子供たちが外遊びさえできないという状況が続いております。

私が本会議の代表質問で、原発安全神話にどっぷりつかって大事故を引き起こした歴代政権の責任をどう自覚しているのかとたどしたのに対して、総理は、原子力に関する安全神話にとらわれてきたという事実は謙虚に反省しますとお答えになりました。また、放射能汚染対策については、政府が一丸となって総力を挙げ、全力で取り組むと答弁しました。

まず、私は総理に、原子力災害の対策本部長としての基本的認識を伺いたいと思います。今回の原発事故によって、一体どれだけの量の放射性物質が放出され、放射能汚染がこの日本の国土のどれだけの範囲に広がっていると認識しておられますか。端的にお答えください。総理、総理の認識です。

○野田内閣総理大臣 教学にかかわることなので経産大臣かと思いましたが、お尋ねでございますので、私の方から答えたいと思います。九月十一日に公表した「国際原子力機関に対する日本国政府の追加報告書 東京電力福島原子力発電所の事故について(第二報)」において、現時点までの放射性物質の総放出量は、環境モニタリングデータ等から逆推定結果を踏まえると、沃素131は十兆テラベクレルから二十兆テラベクレル程度、セシウム137は一万テラベクレルから二兆テラベクレル程度と推定をしております。

なお、文科省が作成した環境放射能水準調査結果によれば、九月二十六日時点における各都道府県のモニタリングポストの放射線量は、宮城、福島、茨城の三県の観測点を除き、過去の平常値の範囲におさまっており、現時点での放射性物質の影響は限定的な状況にはなっているというふうな認識をしております。

の問題になっておりますが、一万から二万テラペクレルという数字をおっしゃいました。これは政府が出している数字で、広島型原爆の大体百六十八倍という数字が出ております。

パネルをひとつごらんいただきたいんですが、これは、群馬大学の早川由紀夫教授が作成した放射能汚染の地図であります。国と自治体が行った七万余りの計測値を含め、インターネットで公開されている無数のデータを参考にして作成したものであります。赤い色が最も高い放射線量で、オレンジ色、黄色、黄緑色、緑色と続々わけですが、放射能汚染の広がりには判明している限りでも極めて広大で、北は岩手県から南は千葉県、埼玉、神奈川県というところまで及んでおります。これは最新の九月のデータです。

総理は、私の代表質問に対して、国の責任として大規模な除染、すなわち放射能を取り除く取り組みを行うということを述べました。

そこで、総理にこれもお聞きしたいんですが、これは、福島県はもとよりですが、放射能で汚染された地域はすべて国が責任を持って除染するということですね。これは総理の答弁をお願いいたします。

○細野国務大臣 お示しをいただいた資料なんですけれども、緑色のところが薄いということなんですけれども、ちょっとその濃いと薄いところと若くはわりと薄くなっておりまして、薄いところも含めてこの事故出来で汚染されたところとどこをいうならば、確かに非常に広範囲に広がっているということでございます。

除染について御質問をいただきました。基本的な考え方を示し、そして予算は、二次補正で二千二百億円、三次補正でもしつかりとりたいと思っております。もちろん、最も汚染の度合いが大きいのがやはり福島県でございますので、重点的な除染対象ということになってまいります。除染そのものについては、福島県に限定するのではなく、必要なところについてはしつかり政府として取り組んでいくというこ

とでございます。○志位委員 政府として全部について取り組むということだと思んですが、実態はどうか。例えば、千葉県の東葛地区であります。ここは、福島県内に迫る高い数値の放射線量が検出され、東葛地区の六つの市で協議会をつくり、独自に放射線量の測定、除染に取り組んでいます。これは、早川教授が作成した地図で見ても、年間一から二十ミリシーベルトとなる危険がある地域で、当然、国が責任を持って対応しなければならぬ地域であります。

ここで国からどのような支援あるいは協力があつたか、六つの市の担当者に直接問い合わせしてみました。そうしますと、財政的な支援、協力どころか、政府の除染に関する基本方針あるいは除染実施のガイドラインなどの方針自体についての説明さえ一切ない、どの自治体も、新聞報道で知って独自にインターネットで情報を入力したという。これは総理、余りに無責任じゃないですか。こういうやり方は責任ないやり方だと思いが、いかがでしょうか。

○細野国務大臣 改めてデータを確認してみたいというふうにおっしゃるんですが、確かに福島県外でも除染についてさまざまな要請が出てきているのは事実でございます。したがって、幅広くしつかり情報を提供して、必要に応じて政府が取り組んでいくということは重要なことであると思っております。

今、志位委員の方で御指摘いただいた、一から二一というのかなり差がございます。それこそ、一年間で二一というの極めて高いことでございます。例えば一とかというレベルになれば、これは順番に除染をしていくという、生活空間の中で除染になりますので、それぞれの地域に合った除染をしつかりやっていく、それを政府として責任を持ってやるという体制で臨んでまいりたいと思っております。情報が行っていないところがあれば、そこはしつかり対応すべく、改めて指示をしま

す。○志位委員 除染、もちろん二十ミリシーベルト以上というのは大変な線量ですから、国が責任を持ってやる。しかし、一から二十も国が責任を持つ、一以下でもホットスポットができるから国が支援すると言っている。除染というのは早ければ早いほどいいわけですよ。ところが、方針を決めて一月たつても説明すらしていないというの、これは国が責任を持っていないと思言えないということをおっしゃりたいと思

福島の方に行きますが、福島でも各地の自治体で除染の努力が始まっておりますが、どこでも最大の障害の一つとなつておられるのが、取り除いた土など、放射能を帯びた廃棄物の保管先です。すなわち、仮置き場が決まらないこと、除染が進まないという訴えが各地から寄せられております。

私は昨日、福島県の川俣町の古川町長から実態をお聞きしました。そうしますと、仮置き場であつて、いつまで置くのか、どこに持つていくのかはつきりしないために、なかなか決まらない、仮置き場が決まらないために、通学路の除染に取り組んでいるが、側溝の上砂の取り除きや除草が進まず、各地にホットスポットが存在している、こういうお話でした。なぜ仮置き場が決まらないか。川俣町の古川町長のお話にもあつたように、最終処分場の展望が示されず、仮置き場がいつまで続くかわからないからです。

最近、福島民報社が行った県内五十九の市町村への聞き取り調査によりますと、仮置き場について検討中としている自治体は二十三の自治体に上りますが、ほとんどの自治体が、設置場所や時期については未定、あるいは詳細はこれから決めるとしており、実現のめどすら立っていないんですよ。各自治体は、最終的な処分先が明確でなく、いつまで仮置きされるのかを不安に思う住民の理解が得られないと訴えております。

伊達市のある行政区の関係者は、正直、周辺では設置に反対の声が多い、除染に協力したい気持ちはやまやまだが、仮置き場がいつまでなのかわからず、本当に安全かどうかはわからない、住民の安全、安心を考えると、い返事はできないと苦し胸のうちを語っています。

これは総理、お答えください。今、除染を進める上で、政府が最終処分場の展望を示さず、仮置き場の期限をいついつまでと決めていない、これが最大のネックの一つになつておられる、こういう認識はありますか。総理の認識をお聞きしたいと思います。

○中井委員長 それでは、担当大臣に先に聞いて、その後、総理にお願いします。

○細野国務大臣 検討状況について私の方から先に説明をさせていただきます。

志位委員御指摘のとおり、仮置き場を設置しない限り大規模な除染が進まないということになつておりました。各市町村、非常に、もう本当に苦しい思いをしていただいで、少しずつ見つけつつある、そういう状況でございます。

ただ、その際に非常に問題になつておられるのが、それはどれぐらいの期間仮置きをされるのか、そこはどこに持つていかれるのかということでございます。そして、その施設、すなわち中間貯蔵の施設を確保するというのが政府の大きな責任であるというふうにお聞きしております。

菅政権、菅総理が最後に福島に行かれたときに、大要申しわけないながらも、福島県内に中間貯蔵について御理解をいただけないだろうかと、いう提案を既に総理の方がしておりました。それを受けて、私の方でさまざまな自治体の皆さんとひびきを突き合わせた議論を現在しているところでございます。

に、地域の皆さんのところには環境省が直接行つて説明をする、そういう対応でやってまいりたいと考えております。

○志位委員 今お話があつたように、仮置き場が決まらないために除染が進まないという認識でして、自治体が今一番求めているのは、仮置き場について期限を決めてほしいということなんです。それで、私は、政府として、仮置き場の期限は最長でもいつまで、その期限内に国が責任を持って仮置き場は解消しますという形で仮置き場の期限を明示すべきではないか。その上で、最終処分の方法、場所については、開かれた形で国民、住民の討論を行い、専門家の知見も総結集して、国民、住民の介意のもとに、国として責任を持って具体化を図ることが必要だと思つてます。

中間処分というふうには言われませんでしたけれども、中間処分というのは一番中途半端で悪い。やはり中間処分ということになります。またその期間が問題になってくるわけですよ。そうじゃなく、最終処分をどうするかをそういう形で決めたい。ただ、今政府が示すべきは、今度は総理、お答えください、仮置き場というのは最長でもいつまで、一年なら一年、二年なら二年、それで解消しますということ政府の責任者がはっきり言うことですよ。いかがですか。

○野田内閣総理大臣 私、九月八日、福島へ行つたときに、除染のモデル地区としての伊達市の視察をしました、委員が御指摘の伊達市でございます。いかがですか。

そのときに、やはりブルーシートで置きながら、隠しながら、包みながら対応しているような場面を見ました。あるいは、穴を掘つたやり方で何かできないか、そういう知恵をめぐらしているという場面にも出くわしましたけれども、それをいつまでにするかというところは、それはさっきの細野大臣の答弁もあつたとおり、中間と位置づけるか最終とするか、要は、その最後のところが

決まらないとなかなか決めにくいと思つたので、その見通しを明らかにした上で、住民の皆さんに御理解をいただくようなその期限というのが割り出しているのではないかと、こういうふうに思つて、それをなるべく早く対応しなければいけないというふうに思つてます。

○志位委員 これはもちろん最終処分と仮置き場の期限というのはリンクしてくるわけですから、総理の責任で、今ここで何年と言えというわけじゃないけれども、明示すると約束してください。

○野田内閣総理大臣 今も言つたように、システムを完結していく、後ろを決めながらの中で仮置きは何年とかという形で、それは住民の皆さんの安心のためにも明示できるように努めていきたいというふうに思つてます。

○志位委員 しつかりやっていたらいい。もう一つは、除染を進める障害になつてい

る除染費用の問題であります。福島県の二本松市で、市に協力して除染の専門アドバイザーとして活動している研究者からお話を聞きました。そうしますと、仮置き場の設置について住民の方々の心配は、いつまでかということとともに、安全かということになつてまいります。

そこで、汚染された土壌を山積みする際に、産業廃棄物処理施設で使われているような遮水シート、しつかりした、水が通らないシートを敷いたかどうかと提案したわけですが、市の側は、残念ながらお金がなくて難しいということ、一般のブルーシートということになつたと言いました。これでは短期しかもたないで、水がしみまわることになる。除染費用の心配から、仮置き場の設置さえこういう状況なんです。これが実態なんです。

さらに、個人の住宅の除染が必要でしょう。これになりますと、費用がさらに大変になつてまいりまして、二本松市の担当者に向つたところ、庭つきの家で本格的な除染をすると百万円かかる

というんです。二万世帯あるから二百億円だと。市の予算の総額は二百四十九億、よほどの財政支援がないと個人住宅の除染は難しい、こういうことでありました。

これは総理に、除染費用は国が責任を持って全面的に支払う、その上で東電にすべての賠償責任を負わせる、こういう姿勢をはつきり打ち出すべきだと思つてますが、いかがでしょうか。総理、基本的な問題ですから。

○細野国務大臣 基本的には、志位委員が御指摘のスタンスでやっていくのが政府の方針でございます。

今何つておりました、二本松市長さんですか、私も何度かお会いをしたんですが、自治体が本当にやろうとしておられること、政府が今さまままな財政的な支援をしているところがマッチしてない部分があるのかもしれない。しつかり確認をしたいと思います。市町村ができるだけ除染をやろうというところで努力をされていることをしつかりバックアップする体制でいくのが基本的な考え方でございますので、しつかり確認します。

ただ、一方で、一言だけ申し上げると、除染のやり方というのも大分めどが立つてまいりました。例えば中間貯蔵にしても、どういう形にすれば安全に保管できるのか、除染についてどういふやり方が効率がいいのか、もちろん経済的な制約を乗り越えてやらなければならぬと思つてい

るんですが、効率的なやり方というのは追求しているかなければなりませんので、コストができるだけ効率的に回るような、すなわち効果的な方法というのを市町村としつかりと情報交換をする中で、政府としては財政的な負担を全面的にしてい

く、そういう考え方で取り組んでまいりたいと思つてます。

○志位委員 しつかりとか基本的にはという言葉はあつただけけれども、最後に一言全面的にというところも言われたけれども、全面的に国が負担することとはつきり総理の口から言つてください。

○野田内閣総理大臣 もちろん市町村と協力した責任を持つて除染を行っていくことだと思つてます。

その上で、コストの問題、本当にいろいろあると思うんです。例えば、二センチ削つてやるのか五センチ削つてやるのか、二センチでも十分だとかという、その辺の技術的な課題もクリアしながら、最終的にはやはり国が責任を持って除染の対応をしていく。(志位委員「全面的に」と呼ぶ)全面的というか、国が責任を持って対応するということとです。

○志位委員 全面的にということを使うのをそれだけ決めるわけですよ。そこが問題だ。

私は、ずっとこの問題で、国が責任を持って除染すると言いつつながら、私がきょうお話ししたように、実態は、福島県以外は市町村に除染方針も伝えない、財政支援の展望も示さない、結局自治体任せになつてい

るんじゃないか。政府の除染方針が、結局、年間二十ミリシーベルトを超えたら国が直接除染する、しかしそれ以下は自治体の取り組みを支援するという受け身のものになつているからこの事態が生じていると思つてます。

やはり、これは国と東電の責任で起こした事故なんですよ。自治体に何の暇隙もないんです、何の罪もないんです。ですから、これは本当に全面的にその費用は国が出し、そして責任を持つていくことをやっていたらいいと思つてます。

さらに、私、除染を推進する体制の問題について伺いたい。

これほど深刻な放射能汚染から国民と子供たちを守る除染という仕事は、これまで人類が取り組んだことのない一大事業であり、政府がそれにふさわしい、強力な特別の体制をつくる必要があります。ところが、政府がつくっている環境省の除染委員会、環境回復委員会の委員を見ますと、放射能関係の専門家として参加しているのは、日本

原子力研究開発機構の關係者だけです。政府は、この機構を原子力に関する我が国唯一の研究開発機関と位置づけて、除染にかかわるガイドラインの作成もこの機構に丸投げしている。そんな姿勢でいいのか問われていると思います。

もともと、この機構は、政府、電力業界と一体に、原発だとか高速増殖炉の「もんじゅ」だとか、これを推進してきた機構ですよ。それを唯一の研究開発機関と位置づけてきた結果、福島原発の大事故が起こったわけでしょう。その反省に立てば、除染はこの機構任せというわけにはいかないと思います。これまでの枠を超えて、あらゆる専門家の英知を結集した体制がどうしても必要だと私は思います。

提案したいんですけども、既に福島県の除染には、東京大学、日本大学、金沢大学、東北大学、京都大学など、各大学の研究チーム、研究者がさまざまな形で独自に研究しながら除染の活動に取り組んでおります。こういう方々も含めて、文字どおり、日本の英知を総結集するオール・ジャパンの体制をつくってこの一大事業に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょう。総理、答弁ください。

○中井委員長 細野大臣、一番最初に、福島県以外に除染の方針が伝わっていないということについて、事実かどうか。それから、今の質問に対して答えてください。

○細野国務大臣 福島県以外のところにも、要請があればしっかりと情報を伝えるということをやっておりますが、伝わっていないところがあれば、そこは再確認をしたいと思えます。

近隣の、例えば宮城県の南部の方であるとか茨城県であるとか、そういったところは地図でもはつきり出ていますので、そういったところにはできるだけ情報ということでやっておるんですが、少し距離があると、どうしてもそこに情報が行き届いていないところがあるようですので、委員長の御発言でもございますので、対応してまいりたいと思えます。

○中井委員長 大至急、それは各地方自治体に知らせてください。

○細野国務大臣 はい、承知いたしました。除染の体制の問題なんですけど、環境省が法律を所管することになりましたので、環境省での対応の体制についても、現在整備をしております。

御指摘の原子力研究開発機構なんですけど、確かに、この機関はかつて動燃と原研が合併した組織でございます。推し進められた組織であります。ただ、実際問題、日本の原子力の専門家を見ますと、この原研機構に約四千人おられて、放射能の専門家という意味では最も知見がございます。もちろん、そういった推進側に立ってきた皆さんも、今この事態で、何とか専門的な知識を生かそうということ現場で頑張っておられるので、そのこと自体を私は否定的にとらえる必要はないのではないかと考えています。

ただ、英知はこのJAEAだけでとはとても足りませんので、世界からさまざまなアイデアをしっかりと受けとめて、環境省でも、国立環境研究所にも今回そういう機能を一部持たせようかと思っております。そういったことも含めて体制の整備をしております。

来年の一月には、福島に福島環境再生事務所というのを環境省がつくりたいと思っております。当初は補正予算で四十名の規模、できれば来年度には百人規模に、何とか安住財務大臣の御理解もいただいで、そこは体制を強化したいと思っております。国が責任を持ってやる体制がまだ十分でない部分があるようであれば、そこはもう徹底的にてこ入れをして、責任を持ってやってまいります。

○志位委員 国際的な英知を結集する、これも結構ですよ。それから、私は、原研開発機構の方々を全部排除しろと言っているわけじゃないんです。私が要求したのは、現に福島で各大学のチームが頑張っているじゃないか、そういう人たちがチームに入っていないわけですよ。だから、世界の知見もいろいろ。しかし、日本で頑張っている、

大学で頑張っている、全部入れたらいいじゃないですか。それを総理に聞いているんです。今度総理、お答えください。

○野田内閣総理大臣 どのチーム云々じゃなくて、やはり広く国内でこの問題に関心を持って、そして貢献しようとする人たちが、世界で同じ思いを持っている人たちの力を結集すべきだということに思います。

○志位委員 これは本当に原研機構任せにしてはだめだということを強く言っておきたいと思えます。次に、原子力災害への損害賠償問題についてた

だしたいと思えます。昨日から問題になってきておりますが、ここに今月十二日に東京電力が発送を開始した個人向けの損害賠償の請求書類がありますが、驚くべきものです。記入方法の説明書だけで百五十六ページ、それから被害者が記入する賠償請求書が六十ページあります。請求するためには、難しい専門用語を理解し、数式に当てはめた計算までしなければなりません。過去の給与明細や避難でかかった費用を証明する領収書類の添付を求めています。大体、着のみのままでも避難を強いられきた方々や高齢者も少なくない被害者に、このような書類を送りつけ、提出を求めている。被害者から憤りの声が噴き上がっております。

私、福島民報という地元紙を読みましたけれども、「被害者困惑、憤り」という記事が載っております。「読むだけで一週間はかかるんじゃないかな。特にお年寄りには難しいと思う。東電は手続をわざと難しくして、申請を諦めさせようとしてるんじゃないかと思える」とあるのは「東電はあれだけの事故を起こした当事者意識があるのか。書類も郵送するのではなく、一軒一軒回って聞き取りし、代筆すべきだ」、こういう怒りの声であります。

自治体ぐるみの避難を強いられている双葉町は、町民からの苦情が殺到し、井戸川町長が、分厚い用紙に答えなければ補償しない高飛車な態度だと批判して、住民への説明を中断させるという事態になっております。これは総理にお聞きしたい。東電がこういうやり方をとっている。これは余りに心ないやり方だと思えますが、まず認識を伺いたいと思えます。

○中井委員長 時間がありませんが、東電はいいですか。(志位委員「まず総理です」と呼ぶ)いや、時間がなくなりますよ。(志位委員「いいです」と呼ぶ)

○野田内閣総理大臣 大体、百六十ページ近い読み物を読むというのは相当時間がかかるし、心して読まなければ頭に入りません。ということ、余りにも煩雑過ぎるだろうというふうに思いますし、そのことについては枝野大臣も直接指導をするというお話をされておりましたので、それを踏まえて東京電力が適切に対応していただけるものと思えます。

○志位委員 指導をするというんですが、結局、この請求書の書式については変えるという話を私は伺っております。近く発送される法人や個人事業者に対する賠償の請求書類も、この個人向けと同様に分厚いものになるんじゃないかと言われております。農業などの個人事業者の被害者は、もう仮払いの段階で東電から膨大な資料の提出を求められております。

福島県で桃をつくっている農家から、私、お話を伺いました。桃の価格が大暴落し、注文が激減している、そこで賠償を求めているが、大変な目に遭っているという。福島県は個人の贈答品としても大変評判がよい桃で、この農家では個人の贈答用が三割を占める。一つの農家で数百人ほどの方に贈答用として送っているということ。その価格がほとんど下がったので、これは大変だと賠償を求めますと、東電から何と言ってきたか。だれに送ったのか宅配の伝票を出せ、帳簿を出せ、損害請求と照合するために必要だから全部出せ、こう言ってくる。しかし、数百人もの顧客の伝票や帳簿の記録を出

すのは、これは大変な作業で、多大な労力を要し  
疲れ果てている。大体、顧客のプライバシーを、  
民間企業に出せという話も大問題だ、税務署の調  
査より厳しいという訴えでありました。

私は、お話を聞いて、被害者が何でこんな苦し  
みの追い打ちをかけられなければならないのかと  
強い憤りを持ちました。

今度は東電に聞きます。

個人への賠償といい、事業者へのこの態度とい  
い、共通して被害者から出てくるのは次の声であ  
ります。東電には加害者としての自覚があるの  
か。私もそれを問いたい。

東電の西澤社長に認識を伺います。一体、東電  
は加害者だという自覚を持っているんですか。イ  
エスカノーか、答えてください。

○中井委員長 時間のことを私が間違えました。  
ごめんなさい。

○西澤参考人 先生にお答えいたします。

このたびの事故の当事者として、加害者として  
の意識は十分持つてございます。(志位委員「加害  
者意識」と呼ぶ)はい、ございます。

○志位委員 そうすると、今回の事故はまさに人  
災だという認識を持っていますね。

○西澤参考人 放射性物質を外部に出してしまっ  
たことは事実であります。現在、その事故の原因  
等につきましましては、国の方でも事故調査委員会、  
それから私どもの方でも有識者を入れた形で検証  
委員会を開いてございますので、その結果を踏ま  
えて、足らざる点があれば、それはきちつと対応  
させていただきますと思っております。

○志位委員 人災かと聞いています。戻らな  
いで答えてください、人災か。

○西澤参考人 その結果を踏まえて、きちつと対  
応させていただきますと思います。

○志位委員 加害者意識を持つている、そんな生  
易しいことじゃ困るわけですよ。人災と聞いたつ  
て、その自覚がないわけですよ。やはりそういう  
ところから、こういう被害者の方々に對する心な  
い態度が出ていると思う。

もう一つ聞きましょう。

東電は今後三カ月ごとに支払いをするとしてい  
ますけれども、被災者はなお被害が続いている  
上、毎月の支払いに追われ、生活が大変な状況  
です。収入というのは毎月ないと、これは生活も  
営業も成り立ちません。

例えば農業者でいいますと、年末に支払いが多  
いわけですよ。ところが、三カ月ごとの支払いに  
なりますと、九月から十一月分の賠償が支払われ  
るのは来年になってしまふ。これでは年が越せな  
い、農業者の実情をわかっているのかと怒りの声  
が今沸騰しております。

東電の西澤社長に求めたい。この三カ月ごとの  
支払いは改めて、最初の賠償支払いをもとに毎月  
定額の支払いを行う、あるいは前払いを行うな  
ど、被害者の方々が生活や営業の資金に困ること  
が絶対にならないようにしていただきたいと思いま  
す、いかがですか。

○西澤参考人 現在、お手元に示した資料では、  
一応、原則三カ月ごとという形にしてございま  
すけれども、最初は非常に多く、何十万という  
方々が御請求なさると思っております、それをま  
すつかりやるということが極めて大事であると思  
っております。その状況を踏まえまして、先生  
おっしゃるようになります、なるべく早く、きちつと、お  
支払いの方はスムーズにさせていただきますという  
ふうに思っております。

○志位委員 なるべく早く早くという抽象的な話  
では困るんですよ。被害者の方々が、生活資金で  
も営業資金でも、資金繰りに困つて作が越せなく  
なるようなことは絶対にしない、これを明言して  
ください。

○西澤参考人 被害者の方、個々の実情、いろいろ  
あるのかと思っております。それは個別に、き  
ちつとその点については対応させていただきますと  
いうふうにして思っております。

○志位委員 そういうことも明言できないわけ  
ですよ。  
今度総理の方に伺いたいと思うんですね。

結局、被害者の方々にこういう膨大な書類の提  
出を求めてくるというのは、東電に少しでも賠償  
額を減らそうという意図があるからですよ。本気  
で誠実に全面賠償をするつもりがあるならば、こ  
んなやり方は私にはとらないと思います。被害者へ  
の心からの反省に立つて、その苦しみに寄り添う  
対応をするはずですよ。全面賠償というつもりが  
ないからこんなものを送りつけてくる、そう思  
いませんか、総理。

○枝野国務大臣 御指摘のとおり、東京電力のこ  
こまでの対応は、少しでも賠償額を少なくできな  
いだろうかという考えがあるというふうな受け取  
られてもやむを得ないだろうというふうな思つて  
おります。私もその点をきのう、副社長を呼びま  
したときに指摘をいたしました。

通常の取引等における法律関係ではなくて、今  
回は、私はこの事故は国と、政府と東京電力の責  
任による人災であると思っておりますが、そうし  
た責任を踏まえて、国としても、政府としても誠  
意ある対応を、まだ不十分だと思っております  
が、さらにしていかなければならないと思つてお  
ります。

東京電力においても、まず被害者の視点に立つ  
て、例えば先ほど御指摘いただきました資金繰  
り、生活資金というような問題についても、結果  
的に、もしかすると千人に一人ぐらい、本来賠償  
を受けるべきでない人が紛れ込む可能性はゼロで  
はないかもしれません。しかしながら、圧倒的多  
数の皆さんは日々の生活の資金繰りに困つてい  
らっしゃるわけでありまして、概算払いである  
とかそういうことについても最大限柔軟に対応  
するようにと、きのう指示したところでございま  
す。

引き続き、細かく、厳しくチェックをしてまい  
りたいというふうな思っておりますので、ぜひ委  
員におかれましても、現場の声を含めて、問題点  
等については厳しく御指摘をいただきたいと願  
い申し上げます。

○志位委員 少しでも賠償を減らしたい態度だと  
感じます。

大臣も言われたとおりだと思ひます。  
ただ、私が聞いたのは、全面賠償をするつもり  
がないのではないかとこの点でした。

ここに、九月二日、福島県知事、JAGルー  
プ、県商工会連合会、県市長会、県町村会など、  
党派を超えて、オール福島が結集した福島県原子  
力損害対策協議会が、総理と東電社長に對して  
行つた原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要  
望という文書がございまして。

この要望書では、原子力発電所事故がなければ  
生じることのなかつた損害について、すべて賠償  
すること、つまり全面賠償を強く求めておりま  
す。佐藤福島知事を先頭にした要請に對した文  
部科学事務次官は、この要求については回答しな  
かつたということでありました。

これは総理あての文書ですから、総理にこの場  
でお答え願ひたい。オール福島はこの全面賠償、  
原発事故がなかつたら生ずることのなかつた損害  
は全部賠償する、この痛切な要求にどうこたえる  
のか、この場でお答えください。今度総理にお  
願ひします。総理ですよ、全面賠償かどうか聞  
いてらんだ。

○中川国務大臣 御指摘の緊急要望については、  
私も承知しております。

その上で、文科省の配下の原子力損害賠償紛争  
審査会、ここにおいてその基準というのをつくつ  
ているわけでありまして、事故と相当因果関係が  
認められるものはすべて適切な賠償が行われると  
いうことを前提にして基準をつくつてい  
ること。

それから、その中間指針の中で「はじめに」とい  
う前文があるんですけども、その中に、「東京  
電力株式会社に対しては、中間指針で明記された  
損害についてはもちろん、明記されなかつた原子  
力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能とな  
るような体制を早急に整えた上で、迅速、公平か  
つ適正な賠償を行うことを期待する。」というこ  
とでありまして、中間指針自体もこれから追加  
の指針というものが出てくる前提になつておりま

それから、先ほど申し上げたとおり、個々の紛争に対して、原子力損害賠償紛争解決センターというものを九月一日に開始しまして、それぞれ紛争が起きたときの対応もきめ細かにやっていくということ。それからさらに、原子力損害賠償支援機構法及び原子力事故被害緊急措置法、いわゆる飯沼法、これも準備をしまして、トータルでこの対応をしていきたいということ、これを考えております。

○志位委員 私が開いたのは、全面賠償という福島県の要求にどうこたえるのかと聞いたんです。今度は総理がお答えください。

○野田内閣総理大臣 御指摘の福島県からの緊急要望は、私も承知をしております。それを踏まえて、被害に遭われた方に対する賠償について国として万全を期していきたいというふうに思っています。

○志位委員 だから、全面賠償するのかどうかを聞いているんです。

○枝野国務大臣 賠償の範囲をいう場合に、全面とかという言葉を使うことは一般的に多くないと思いますので、なかなか答えにくいんだと思っておりますが、当然のことながら、賠償といった場合には、相当因果関係の範囲にある損害についてすべて賠償するというのは当然でありまして、そうした意味で、そうした方針は政府としてしっかりと既に示しているところでございます。そうした意味で全面的に賠償するという事です。

○志位委員 相当因果関係があるものは賠償するということふうにおっしゃるんですけれども、八月五日の政府の原子力損害賠償紛争審査会の中間指針には何と書いてあるか。全面賠償という立場はどこにも書いてありません。逆に、ここにはこう書いてありますよ。「本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではない」、一部しか賠償の対象にならないというのが書いてあるわけですよ。

らわれている。わざわざ全面賠償の否定が述べられているんです。だから、オール福島が結集した原子力損害対策協議会は、この中間指針ではだめだ、この被害を十分に反映していないと批判し、見直しを求めているわけでありまして。

○中井委員長 いやいや、中間指針のことは中川君が答弁する。  
中川文科大臣。

○中川国務大臣 改めて、この中間指針の中には、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されない」ということのないよう留意されることが必要である」というふうにあります。

○志位委員 総理、お答えください。中間指針には、もちろん中間指針に定められていること以外でも賠償をやってもいいですよということを書いているけれども、一方でこういう、すべてを賠償する対象にしないんだ、その一部なんだという一文もあるわけですよ。ここに問題があるから見直せと言っているわけですよ。これは総理の権限でどうですか。総理の答弁です。

○中井委員長 ちょっと待ってください。中川君、もう一度言ってください。

○中川国務大臣 この中間指針では、まだ暫定的なといいますか、これから範囲が広がって、さらに追加指針というのが生まれてきます。そういうものを包括した形のものと同時に、ここで取り上げられない問題についても、個々に問題があげられる問題についても、個々に問題があげられる問題について、それは取り上げていかなければならないということをおっしゃる。そういう意味では、因果関係があつて、因果関係のあるものについてはすべて考えていきなさい、そういう趣旨だと思います。

○志位委員 私は、ともかくこの中間指針では全面賠償の否定になっている、だからこれを見直せと言ったわけですが、それを見直すつもり

はないという答弁ですよ。私、ここに根拠があると思う。

結局、全面賠償という立場に政府が立っていない。だから、東電がああいう資料を送りつけるわけですよ。政府自身が全面的に賠償させるという立場に立てば、東電はああいうことはできないはずだ。やはりその根本には政府のそういう姿勢がある。全面賠償の立場に立てるということを重ねて私は強く要求しておきたいと思つてます。

○中井委員長 枝野経済産業大臣。きょう対策を打たれたようですから、聞きます。

○枝野国務大臣 御指摘は従来から指摘をされておりました、私の判断によりまして、本日、経済産業省として東京電力に対し、いわゆる原子炉等規制法に基づく報告徴収の指示を行ったところでございます。

報告徴収に基づいて人手した手順書については、経済産業省、私のもとで、情報公開法に基づいて公開できない部分がないかどうかのチェックをした上で、公開できる部分については、チェックが済み次第直ちに公開をいたします。

○志位委員 委員会には全部出すということよろしいですね。

○枝野国務大臣 委員会だけではなくて、国民的に全面的に、情報公開法の例外規定に当たる部分以外は公開をいたします。

○志位委員 事故原因の検証、究明が途上にあることは、この問題だけでももちろんありません。政府自身がIAEAに提出した報告書も認めていることでもあります。

次のパネルをごらんいただきたいんです。政府は六月にIAEAに報告書を出しておりますが、この報告書では、原子炉建屋で観測された地震の揺れの大きさが一部で設計の基準値を超えたことを認めた上で、「原子炉施設の安全上重要な設備や機器については、現在までのところ地震による大きな損壊は確認されていないが、詳細な状況についてはまだ不明であり更なる調査が必要

ではないという答弁ですよ。私、ここに根拠があると思う。

事故時における運転操作手順書というのは、事故原因を究明する上で不可欠のもので、全電

である。このように述べています。

九月のIAEAへの追加報告書でも、「地震による影響の詳細な状況については未だ不明の点多いことから、今後、現場での実態調査等のさらなる調査・検討を行って、評価を実施する」という書かれています。

要するに、地震による原子炉プラントの破壊の実態はまだ不明であり、さらなる調査が必要だということをお願いし報告しているわけですね。原発を襲ったのはまず地震でした。次に津波がやってきました。

津波によってどう壊されたかについてはある程度わかっていますが、その前に来た地震による原子力発電所の破壊の実態についてはまだ説明されていない、政府の認識はそういうことですね。

○細野国務大臣 六月の報告書として九月の報告書とともに私が責任者で取りまとめておりますので、答弁をさせていただきます。

東京電力の報告、さらには保安院の技術者の私に対する報告で申し上げますと、津波によって大きなダメージは受けているけれども、地震については大きな損壊がなかった、そういう報告をしております。

ただ、それはあくまで解析の結果であるとかさまざまなコアの機能についての分析でありまして、すべての機能が確認をできているわけではありませぬ。したがって、ここは慎重な書き方をすべきだという私の判断のもとで、こうした記述になっているということでございます。

当面のこの検証については、やはり政府の検証委員会の中でも当然こういう技術的なところについての検証がなされるべきだというふうに思っていますし、さまざまな批判的な御意見もいただく中で、実際に中を見られないという問題がありますので、こういった形で説明できるのかというのは非常に難しい問題があるわけですが、とにかくそこは、慎重にも慎重を期して判断というのはしていくべきだと考えております。

○志位委員 今の大臣の答弁の中で大変気にな

たのは、津波による破壊は確認されている、地震による破壊は大きな損壊はなかったというふうにおっしゃったけれども、大きな損壊は確認されていないということなんです。確認されていないということとなかったというところは違うんですよ。違うでしょう。だから、あなた、そうやっていかげんな答弁をしちゃだめですよ。確認されていないということとなかったということは違うんです。

これは要するに、政府の報告書でも、地震についてはこういう形で説明はまだ未解明だと言っている。東京電力は、事故原因を専ら想定外の津波による電源喪失と言っています。しかし、津波以前に原発を襲った地震による配管などの損傷も原因ではないかとする専門家の指摘も相次いでいるわけです。

柏崎刈羽原発を抱える新潟県の泉田知事は、東電は、福島原発事故の検証を一切せずに津波のせいにして、地震による配管破断は本当になかったのかなど、問題点を一切明らかにせずに再稼働はあり得ないという批判をしています。

地震による原子力プラントの破壊はどうだったのか、その検証、説明抜きに再稼働などともない、これは余りに当然の声だと思えますが、今度は総理、お答えください。

○野田内閣総理大臣 この報告書を見ると、地震の影響はまだ不明という評価になっておりますけれども、そういうことも踏まえて、早急に事故の究明、徹底調査を行うことがすべてのスタートの大前提になるだろうというふうに思います。

その上で、そうした究明等を終えた後に、再稼働については、これは何度でも申し上げてきているとおり、ストレステストを事業者が行い、それを保安院が評価をし、そして安全委員会が確認をし、最終的に、地元の間々ゆる世論の動向とかを踏まえて、総合的な判断を政治が行うというプロセスをたどっていくということでございます。

○志位委員 事故原因の究明がすべてのスタートだとおっしゃった。ですから、これは究明抜きの

再稼働はあり得ないということですよ。

今総理は、再稼働については、事業者が行ったテストを保安院が評価し、さらにその妥当性を原子力安全委員会が確認した上で、地元の理解や国民の理解が得られているかという点も含めて判断するということをお答えになりました。

それで、問題はこの二つ目の、第二の問題になるんですが、安全性の確保と総理はおっしゃるけれども、その再稼働の安全性なるものを確保する主体が一体だかということなんです。

今、あなたの答弁でも言われたように、事業者と保安院と原子力安全委員会、この三人組なわけでしょう。この安全性の確認を国民がどうして信頼できるかという問題があります。

まず、事業者がテストを行うといいますがそれとも、過酷事故、シビアアクシデントが起こったときにどういう対応をとるか、運転操作手順書を国に平気で黒塗りして出してくる。これだけ問題になってやると、検討しなさいと。つまり、自分に都合の悪い情報は明らかにしない、塗りつぶすという電力会社が行ったテストを一体だか信用できるか。

それを原子力安全・保安院が評価するという。しかし、中部電力や四国電力管内の国主権のシンボジウムで、何と保安院が、賛成賛問など、つまりやらせを要請していたことが明らかになりました。

原子力を規制すべき保安院がやらせを要請するなど言語道断、文字どおりの自殺行為であります。そうした機関が行う評価を一体だか信用できますか。

さらに、それを原子力安全委員会が確認するといふ。しかし、原発事故直後に、あのSPEDというシステムで放射能の影響を予測しておきながら、事故から二週間もその情報を公表せず、住民を危険にさらしたのは一体だか、安全委員会じゃないですか。この確認などだか信用できるか。

総理、国民の信頼を根底から失っている、黒塗りの事業者、やらせの保安院、情報隠しの安全委

員会、この三人組が行った安全性の確認なるものを根拠にして原発の再稼働をやるといっても、これは地元の理解や国民の信頼、絶対得られないと思いますよ。いかがでしょう。

○枝野国務大臣 原子力の安全について一定の知見を持っている今の国の行政機関は、保安院と原子力安全委員会でございます。

御指摘のとおり、保安院については、過去にやらせ問題にかかわっていたという許しがたい事態が明らかになりました。今これについて、すべてのことを明るみに出せ、うみを出し切れということ、第三者も入れた検証を行っているところでございます。

まさにこうしたさまざまな経緯の中で、国民の皆さんに信頼をしていただく、安心をしていただくためには、過去のすべてのうみを出し切ることが必要だと思っておりますので、まずは私の所管のもとであります保安院については、徹底してうみを出し切るということによって国民の皆さんからの信頼を得るべく努力をしたいと思っておりますし、当然のことながら、電気事業者においても、先ほどの黒塗りの問題がございますが、みずからが行ってきたやらせの問題等について、各電力事業会社含めて、さまざまな過去の問題点について国民の皆さんにみずから積極的に明らかにする、あるいはその責任を明らかにするという姿勢がなければ国民の皆さんに信頼は得られないと思っておりますし、逆に、そうしたことをしっかりと徹底していただくことで国民の皆さんの信頼を得るべく努力をしていただくべく促してまいりたいと思っております。

○志位委員 時間が来ましたので終わりたいと思っておりますけれども、結局、これからそれぞれのうみを出すというんですけれども、再稼働は春とか夏にやるという。そうすると、結局、うみの出ないままの機関がチェックをするということになります。私は、事故原因が究明されていない、まともな規制機関もない原発の再稼働は論外だと思

います。